

宮崎県の内部統制に関する方針

1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

(1) 限られた人員で多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応しながら、県民の暮らしを支える行政サービスを提供していくためには、効率的かつ効果的で、適正な事務の管理及び執行を確保するための体制を整備及び運用すること、いわゆる「内部統制」制度を県庁全体で総合的かつ横断的に導入、実施していくことが必要です。

今般、県庁に内部統制を導入することで、重大な不祥事等の原因であるリスクの発生を未然に防止し、県庁全体の公務能率を高め、適正な事務を滞りなく執行する組織へと改革するとともに、県民に信頼される行政運営の確立に取り組みます。

(2) 内部統制は職員一人ひとりの日常の業務の中で行われるという共通理解の下、全庁でその取組を推進します。

制度の導入に当たっては、全庁的な内部統制の推進体制及び評価体制を整備し、その運用に当たっては、推進体制や各所属の取組などが有効に機能して適正な事務の管理及び執行が確保されているか、不断の把握と見直しに努めます。

2 内部統制の対象事務及び目的・取組の視点

(1) 内部統制の対象事務

財務に関する事務及び適正な管理及び執行を確保する必要がある事務（以下「対象事務」という。）とします。

(2) 対象事務に関する内部統制の目的・取組の視点

① 効率的かつ効果的な事務の執行

最少の経費で最大の効果を挙げるためには、効率的かつ効果的な事務の執行が求められていることから、不断の取組として、組織及び行政運営の改善や合理化とともに、これを担う職員の人材育成に努めます。

② 法令等の遵守（コンプライアンス）

県政に対する信頼を確保するため、全庁的なコンプライアンス推進体制の下、職員への研修や定期的な点検を行い、法令遵守意識の徹底に努めます。

③ 情報の適切な取扱い

情報の適切な保存及び管理を徹底するとともに、必要な情報が庁内外及び関係者相互間において正しく把握されるよう努めます。

④ 資産の保全及び管理

県が有する財産や現金等のほか知的財産などの無形資産も含めた資産の保全及び管理について、適正な手続により行います。

3 内部統制の推進体制

内部統制を推進する体制を、次のとおり整備します。

(1) 内部統制推進会議

この方針に基づいて、全庁的な内部統制を推進するため、内部統制推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、統括責任者として副知事を充てます。

推進会議は、次に掲げる全庁的な内部統制の整備及び運用に関する取組を推進します。

- ① 内部統制の推進に必要な企画及び立案に関すること。
- ② 職員への内部統制の周知及び意識醸成に関すること。
- ③ その他内部統制の推進に必要な事項を定めること。

(2) 内部統制を評価する部局

内部統制を評価する部局は、内部統制の整備状況及び運用状況に関する評価を行い、内部統制評価報告書を作成します。

評価に当たっては、各部局との連携により、次に掲げる適切なリスク管理に関する取組を推進します。

- ① 内部統制の評価に必要な企画及び立案に関すること。
- ② 各所属のリスクの把握、分析・評価、対応状況等について、全庁的なモニタリングを行い、リスクへの対応策等の評価結果の共有化を図ること。
- ③ ②の取組を踏まえ、内部統制の整備及び運用の改善等を図ること。

(3) 各所属における内部統制の取組

各所属は、所管する個別の業務の実施に当たり、次に掲げる内部統制に関する取組を推進します。

- ① 業務に係るリスクの洗い出し、分析・評価、対応策の整備等のほか、これに基づく必要な業務手順等の見直しを行うこと。
- ② ①の状況について、モニタリングを行い、各所属における必要な業務実施体制やリスクへの対応策等の改善に努めること。
- ③ 各所属に内部統制を推進する責任者として内部統制推進員を置くこと。また、必要に応じて、これを補佐する内部統制担当者を指名すること。

(4) 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

(5) 知事部局以外の事務に関する内部統制の推進

企業局や病院局、各種委員会などにおける内部統制について、必要な情報の提供及び共有により、制度の導入・実施を支援します。